#### 公益信託 熊谷環境基金 2024年度募集要項

# 地球環境の保全を目的として、自然環境保護や資源循環型経済社会システムの定着への取組み等を行う団体・グループに対する助成

公益信託 熊谷環境基金 受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### 1. 助成対象について

主に熊谷市内において、次に掲げる助成対象活動を行う団体・グループ(営利を目的とする事業または活動を行わないもの)に対して助成します。

- (1) 地球環境の保全を目的とする自然環境の保護のための活動
- (2) 地球環境の保全を目的とする資源循環型社会システムを定着させるための活動

# 2. 助成対象事業

2024年度は、次の2種類の事業に対して助成します。(申請書の用紙は事業ごとにございます。応募する事業の用紙を使用していただきます様ご記入の際にはご注意ください。)

※公益信託は積極的に不特定多数の者の利益(公益)を実現するために主務官庁から許可を受けて設定された制度です。 多くの団体にこの公益信託をご利用いただく観点から、応募多数の場合、5年を超える連続助成となる事業は、前年 の活動の成果と今後の活動の発展性についても加味して選考させていただきますので、申請の際には前年の活動に関 わる各種報告書の提出もれ、遅延等の無いようご注意ください。

# (1) 一般事業

- r. [1.] 助成対象について」の(1)又は(2)に該当する活動全般を行う団体・グループに対して助成します。
- イ. 助成対象費用:活動に必要な実費全般について助成します。 但し、除草剤等の環境に影響を与える物品購入や自治会で負担すべきゴミ箱設置費用等 は助成対象外とします。また、飲食費のほか本来申請団体が負担すべき費用について は、助成することはできませんのでご注意ください。
- ウ. 助成金額:1団体あたり20万円を上限とし、事業総額の80%までを助成します。
- 工. 本年度は助成金総額350万円以内の予定です。

# (2) 環境整備事業

- ア.「1. 助成対象について」の(1)に該当する活動の内、自然環境の保護に資する施設の整備活動を行う団体・グループに対して助成します。
  - 但し、所有・管理・運営等が公共(県、市、外郭団体等)である施設の整備は、対象外 とします。
- イ. 助成対象費用:アの施設の整備活動に必要な実費のうち、次の費用についてのみ助成 します。

人件費、物品購入費、委託外注費、機材等借上料 いずれの費用も、団体・グループが行う他の活動(施設の整備以

いずれの費用も、団体・グループが行う他の活動(施設の整備以外の活動)に要する費用に使用することは認めません。

- ウ. 助成金額:1団体あたり100万円を上限とします。
- 工. 本年度は助成金総額150万円以内の予定です。

#### 3. 助成対象事業の期間

助成対象となる事業の期間は、事業全体の実施期間に関係なく、2024年4月1日から2025年3月31日までとします。

## 4. 助成申込書について

三井住友信託銀行のホームページの公益信託募集案内一覧のページからダウンロードしてください。

#### 5. 応募方法について

「助成申込書」に必要事項を記入し、定款・会則又は規約を添付の上、応募期間内に当基金 事務局まで郵送してください。(応募書類は返却いたしません。)助成実績の有無にかかわらず 最新のものを忘れずに添付してください。

#### 6. 助成申込書記入上の注意事項

- (1) 講師謝金・人件費・物品購入費・委託外注費については、単価・数量を記載すること。 ※申請団体のスタッフあてに支払うこととなる講師謝金、人件費等は原則助成対象外です。 ※講師等に対する手土産などは、助成団体自ら負担すべきものですから助成対象とはなりません。
- (2) 講師謝金・人件費については、当基金からの助成は1人日5千円を上限とすること。
- (3) 物品購入費、委託外注費などは、費用の妥当性を判断するために必ず最新の見積書を添付すること。
- (4)活動計画に貴団体の活動が当基金の信託目的(助成対象事業)に資することを分かり易く記載のこと。

# 7. 応募期間について

2024年4月1日~2024年5月31日必着。

なお、期限につきましては、手続きの都合上厳守させていただきますので、あしからずご了承 ください。

## 8. 選考方法について

当基金運営委員会(7月下旬開催予定)の審議を経て、受託者が受給者及び助成金額を決定 します。

# 9. 助成金の給付について

給付決定後、「助成金採用決定通知書」を送付するとともに、2024年8月中を目処に届出 の振込口座に銀行振込により給付いたします。

#### 10. 報告書等の提出について

受給者は、助成を受けた活動についてその完了の日から2ヶ月以内に活動報告書を、当基金事務局に提出していただきます(領収書(写)を添付してください。)。

なお、助成を受けた年度内に活動が終了する見込みが立たなくなった場合には、直ちに受託者に報告の上、対応方法を打ち合わせてください。その場合であっても、2025年3月末時点で中間報告を文書にて当基金事務局に提出していただきます。

# 11. その他

近年、申請書類の不備、不足が多く、審査に支障をきたす事態となっております。円滑な審査を実現するためにも過去の申請状況にかかわらず、提出書類に漏れのないようご協力ください。

当基金を広く知らしめるため、受給者は助成金によって購入した物品、パンフレット、成果物等の広報資料や団体HPに当基金より助成を受けた旨を明記してください。また、将来成果発表会の開催を予定しています。既受給者の皆様に後日発表をお願いする場合もありますので、その際はご協力をよろしくお願いします。

以上

# 【公益信託 熊谷環境基金事務局】

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム 熊谷環境基金 申請口 〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

TEL 03-5232-8910 (受付:平日9時~17時) FAX 03-5232-8919

助成申込書掲載URL

https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list.